

○京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例

平成 21 年 3 月 30 日

条例第 16 号

改正 平成 23 年 12 月 28 日 条例第 38 号

平成 25 年 7 月 5 日 条例第 27 号

(設置)

第 1 条 市のすべての子どもが健康で幸せに暮らせるまちづくりの推進及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項に規定する事項を審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹後市子ども未来まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (5) 少子化対策の推進に関すること。
- (6) その他子ども・子育て支援及び子どもの育成の推進に関すること。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉、医療又は子ども・子育て支援事業に関する機関の関係者
- (2) 福祉団体の経験を有する者
- (3) 事業主及び労働者並びに地域ボランティア組織又は民間非営利団体の関係者
- (4) 教育経験を有する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員のうち、職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例の一部改正)

2 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例(平成16年京丹後市条例第247号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成23年12月28日条例第38号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月5日条例第27号)

この条例は、平成25年8月1日から施行する。